

新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針

令和3年5月27日

新型コロナウイルス感染症飯山市対策本部

1、現在の状況について

(1) 政府の経過と状況

政府は、令和2年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態を宣言し、全都道府県を緊急事態措置の実施すべき区域と定め感染拡大防止対策を強化した。その結果、感染者数は減少し、5月に緊急事態宣言が解除された。宣言の解除後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとしてきたが、再び感染の拡大により令和3年1月7日1都3県に、1月13日には7府県に対し緊急事態を宣言した。

その後、感染状況や医療提供体制の状況等から3月8日をもって一部解除し、延長することとされていた1都3県については3月21日をもって解除し社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととした。

なお、変異したウイルスが感染の拡大を招いており従来の株に比べ感染力が強く重症化しやすい性質を持っていることから、徹底した感染対策を呼び掛けている。

また、感染の再拡大を防止する必要性から、4月1日にまん延防止等重点区域について対象とする1都2府7県を指定し公示したが東京都、大阪府、京都府、及び兵庫県では感染の拡大に歯止めがかからず4月23日緊急事態宣言を発出した。

さらに、感染の拡大に伴う医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じている状況を踏まえ、5月7日に緊急事態宣言区域に愛知県及び福岡県を追加し、併せて5月11日までとしていた期間を5月31日までに延長した。

5月14日には、北海道、岡山県及び広島県の3道県が緊急事態宣言区域に追加された。

重点措置の区域及び実施すべき期間については、宮城県及び愛知県を5月11日までとし、4月1日以降追加区域を含めた北海道、岐阜県、三重県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県については、5月31日までとした。

なお、北海道は重点措置から除外となり、群馬県、石川県及び熊本県の3件が追加された。

5月21日には、急速に感染が拡大している沖縄県を緊急事態宣言区域に追加し、措置の実施すべき期間を5月23日から6月20日までの29日間に変更した。

重点措置については、5月31日までの期間としていた愛媛県及び沖縄県について5月23日から除外されることとなった。

感染症対策としてのワクチン接種については、令和3年2月17日から医療従事者向けの先行接種が開始されており、次の配分順位として高齢者、基礎疾患保有者、高齢者施設従事者等の順で進められている。

(2) 長野県の経過と現状

県内においては、令和2年5月の緊急事態宣言の全面的な解除後、社会経済に与える影響が最小限になるよう「新しい生活様式」の定着・医療及び検査体制の整備・誹謗中傷防止等の強化を進めてきた。

しかし、令和2年の年末以降感染が急速に拡大したため令和3年1月14日に、2月3日までの期間で全県に「医療非常事態宣言」を発出し、感染症対策を強化したことで危機的な状況は回避された。医療非常事態宣言は、予定通り2月3日に解除した。

その後、再び急速な感染拡大が始まり、4月8日には会食等の機会が多くなる年度はじめにあたり全県の感染レベルを3に引き上げ、併せて「医療警報」を発出した。

5月の大型連休を境に再び感染者が増加に転じ、全国の感染拡大状況も踏まえ、既に警戒レベルが4以上の圏域を除き、全圏域の感染警戒レベルを4に引き上げた。

また、県内において変異株の感染者が拡大しており、4月に入り特に増加傾向となり5月25日現在では645件となっている。

(3) 北信圏域と飯山市の経過と現状

圏域では令和2年4月17日に1名の感染が報告された。

11月に入り感染者が増加し、11月9日に圏域内の感染警戒レベルを2に引き上げ、「新型コロナウイルス注意報」を発出し、11月12日には警戒レベルを3に引き上げ、さらに12月2日には警戒レベルを4の「新型コロナウイルス特別警報」に引き上げた。その後感染拡大のリスクの低下に伴い、随時レベルを引き下げ、令和3年2月16日には警戒レベルを1の「平常時」に引き下げた。3月中旬から再び新規感染者が増加したことから3月17日に感染警戒レベルを2に引き上げた。さらに4月13日までの1週間の感染者数の増加から、4月14日に感染レベルを4に引き上げたが、圏域内における新規感染のリスク低下から5月10日にレベル3に引き下げた。しかし、その直後の5月16日までの1週間ですぐに感染者数が拡大し、5月17日付で北信圏域の感染レベルを4に修正した。

圏域内の変異ウイルス感染者については、5月1日に1件の感染発表があり、5月25日現在では、12件となっている。

飯山市では、昨年9月10日に新型コロナウイルス感染者が初めて報告され、本年5月15日までに24件の感染が報告されている。

2、今後の基本方針

- (1) 現時点でとるべき対策の目標は、国や県の方針を踏まえた上で、引き続き、感染拡大防止策を図り飯山市内での感染の発生を可能な限り防ぎ、市民の生命と健康を守ることにある。この目標を達成するため、まん延防止策として「三つの密」を避けることを徹底するとともに①クラスター（患者集団）による集団感染を防止すること、②接触機会の低減を促進すること、③高齢者や基礎疾患のある方など重症化しやすい方を守ること、④市民の行動変容を促進すること、⑤国が示した「新しい生活様式」への定着を推進することを最重点課題として感染防止に取り組んでいく。
- (2) 市民生活や地域経済に影響が生じていることから、社会・経済に与える影響が最小になるように必要な対応を行う。
- (3) 予防接種については、厚生労働大臣の指示のもと県の協力により、迅速・効率的に実施する。

3、具体的な取り組み

(1) 市民等に対する正確な情報提供の強化・徹底

市民の不安を払しょくするため、様々な媒体を活用した迅速で正確な情報提供を行う。

（ホームページ、防災無線、facebook、広報など）

(2) 感染予防策

ア 集団感染が確認された場に共通する次の3つの条件を避けるための取り組みを進める。

- ①「換気の悪い密閉空間」を避ける
- ②「多数が集まる密集場所」を避ける
- ③「間近で会話や発声をする密接場面」を避ける

イ 寒い環境でも換気を実施し、適度な保湿（湿度40%以上を目安）も心がける。

ウ 国が示した「新しい生活様式」への移行を推進する。

エ こまめな手洗い、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を周知徹底する。

オ 体調の悪い方は外出しないよう呼びかける。

カ 人と人との接触機会を極力減らすよう呼びかける。

キ 感染拡大を防ぐため、できるだけ外出は控える、外出する場合は人との間隔を空ける（できるだけ2m、最低1m）、間隔を開けてもマスクは着用する、家に帰ったら手や顔を洗うなどの感染防止対策を行うよう呼びかける。

ク 高齢者及び基礎疾患のある方は、生活の維持に必要な場合を除く不要不急の

- 外出を控えるよう呼びかける。
- ケ 県が指定する感染拡大地域への訪問は極力控えるよう呼びかける。
- コ 帰省など当市に来られる方については、居住地の知事の要請を踏まえて慎重に判断し行動するように呼びかける。
- サ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口及び感染が疑われる際の受診の目安を周知徹底する。
- ス 高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、これらの方々への情報発信を強化するとともに、関係施設等と連携し感染防止対策を徹底して行う。
- セ ワクチン接種については、5月10日から飯山市屋内運動場を接種会場として一日も早く希望する市民全員が接種できるよう進める。
- (3) イベント等の判断基準について
- ア 市で主催するイベント等については、別紙「市主催のイベント・会議など多くの人が参加する場での新型コロナウイルス感染対策のあり方について」のとおりとする。
- イ 民間等が開催するイベント等については、国・県の対応方針及び業種別ガイドラインに沿って実施するよう要請する。
- (4) 経済対策
- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けて業況が悪化した事業者等を対象に、適切な支援策を講じる。また、中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口を、飯山商工会議所内に共同設置する。なお、国の経済対策の積極的な活用を推奨する。
- (5) 市組織における感染拡大防止対策
- ア 各施設への消毒薬の設置とこまめな消毒により感染防止を図る。
- イ 高齢者や持病のある方など重症化しやすい方と接する機会の多い職員について、感染を防ぐために感染予防対策を周知徹底するとともに、発熱や感冒症状の確認、報告や感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応を行う。
- ウ 公共施設については各施設が果たすべき役割及び利用の実態等を勘案のうえ、感染状況に応じて閉鎖等の措置を講ずる。
- (6) 関係機関との連携強化
- ア 国・県からの情報を収集し連携して感染拡大防止対策を実施する。
- イ 市内他機関や他団体に対して、国・県・市の対策等について理解いただき同様の対策を施すよう呼びかける。
- (7) 感染者、医療従事者等への配慮
- 感染者、濃厚接触者やその家族、医療・介護等従事者、市外に滞在していた方などに対する不当な差別や偏見、いじめなどが生じないように冷静な行動を呼びかける。

市主催のイベント・会議など多くの人が参加する場での
新型コロナウイルス感染対策のあり方について

飯山市

ウイルスとの共存を図るため、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させつつ、社会経済活動を推進していくことが求められています。市としても、イベント、行事、会議について、感染拡大防止に最大限の留意を払いながら必要なものは実施していくこととします。イベント、行事、会議を開催するにあたっては、主催者として参加者及び職員への感染を防止するための行動を職員自らが考え、工夫し、実践することとします。

【参加者について】

- ・屋内については、参加者による大声での歓声、声援又は歌唱等が想定される場合は収容定員の半分程度以内の参加人数とする。
- ・参加者による大声での歓声、声援又は歌唱等がないことを前提としうる場合は収容率の上限を100%とする。
- ・屋外については人と人との距離を十分に確保する（できるだけ1m以上）。
- ・全国的又は広域的な人の移動が伴うものや参加者の把握が困難なものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

※「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針」に準じることとする。

【入場制限について】

- ・発熱のある方、強いだるさや息苦しさのある方、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は参加を認めない。
- ・過去14日以内に発熱や感冒症状があった方は参加を認めない。
- ・緊急事態宣言地域や外国への訪問歴、居住歴が14日以内にある方の参加は認めない。
- ・参加者から感染者が発生した場合に備え、入場時に参加者の連絡先（氏名、住所、電話番号など）を確認し記録する。会議の場合は出席者名簿を作成する。
- ・上記4点について受付時に確認を行う。

【入退場について】

- ・入退場時、休憩時に出入口やトイレ内などを密接場面としないように、時間差で入退場する、導線を工夫するなど配慮する。

- ・ 入場時には検温を実施することが望ましい。
- ・ 入場時に行列が予想される場合は対人距離を確保する（できるだけ2m、最低でも1m）。床に間隔を示す目印をつけることが望ましい。
- ・ 入場前に、30秒以上の石鹸と流水での手洗い、又はエタノール系消毒液での手の消毒を行うよう求める。
- ・ 参加者にマスクの着用を求める（忘れた方などのために一定程度用意しておく）。

【会場等について】

- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的（1時間に2回以上）に外気を取り入れる換気を実施する。
- ・ 他人と共用する物品や手が触れる箇所を最少限となるよう工夫する。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。（トイレ、テーブル、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、受付用の筆記具、スリッパなど）消毒時はマスク、手袋着用が望ましい。
- ・ 消毒薬は次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%～0.1%）など消毒効果のあるものを用いる。
- ・ トイレには蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ トイレではハンドドライヤーは止め、タオルは共有使用しない。トイレにペーパータオルを設置するのが望ましい。
- ・ 使用済みマスク、鼻水・唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ごみを回収する際はマスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は必ず石鹸と流水で手指を洗う。
- ・ 飲食が伴うイベントの場合は、下記の懇親会等の例にならい、感染防止対策を徹底して行う。
- ・ 大きな発声を控えるよう促す（イベント時の声援などは控える）。
- ・ 高齢者や持病のある方が参加する場合は、感染した際の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応をおこなう。

【懇親会等について】

- ・ 飲酒を伴う場合は、
 - ‘①少人数・短時間で、
 - ‘②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③ 深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・ 箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・ 座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）
- ・ 会話する時はなるべくマスク着用。

- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドラインを遵守したお店で。
 - ・体調が悪い人は参加しない。
- ※政府新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」参照
- 信州の安心なお店応援キャンペーン「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守する。

【業種別ガイドラインについて】

- ・業種別ガイドラインが策定されている施設については、それぞれのガイドラインに沿って対応を実施する。